

平成30年度社会福祉法人指導監査

法人名	文書指摘の内容	改善状況
このはな	文書による指摘事項はありません。	—
恵裕会	①評議員会の招集については、理事会の決議により評議員会の日時及び場所等を定めること。	①改善済み
	②定款第31条第1項において、事業計画書及び収支予算書については、「理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない」とされているが、実態と合致していない。「定款に基づき予算編成時にも評議員会を開催」または「理事会の承認のみとする定款変更」をすること。また、補正予算の編成時の対応も同様とすること。	②改善済み
利生会	文書による指摘事項はありません。	—
愛嶺福祉会	①定款の公表はインターネットの利用により行うこととされているが、現状、法人ホームページがなく公表されていない。早期に法人ホームページを開設し、定款を掲載すること。	①改善予定
	②評議員会の招集については、理事会の決議により評議員会の日時及び場所等を定めること。	②改善予定
	③定款の定めに基づき、理事長は自己の職務執行状況を理事会において報告をすること。	③改善予定
亀岡市社会福祉協議会	①評議員会の招集については、理事会の決議により評議員会の日時及び場所等を定めること。	①改善予定
	②決算附属明細書(寄附金収益明細書、基本金明細書、引当金明細書、積立金・積立資産明細書等)を作成すること。	②改善予定
徳雲福祉会	文書による指摘事項はありません。	—